

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（26）知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

別紙

6 高行管第 537 号
令和 7 年 3 月 18 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、
下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

別添告示案のとおり知事の権限に属する事務の委任をするもの。
(平成15年 4 月 高知県告示第224号の改正)

2 理由

私立学校法の一部改正に伴う改正

3 効力の発生日

令和 7 年 4 月 1 日

告

示

高 知 県 告 示 第 号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)ア中「第31条第1項」を「第24条第1項」に改め、1の(1)イ中「及び認定（法第50条第2項）」を「（法第109条第3項）」に改め、1の(1)ウ中「第52条第2項」を「第126条第3項」に改め、1の(1)オ中「第62条第1項」を「第135条第1項」に改め、1の(1)中オをカとし、1の(1)エ中「第61条第1項」を「第134条第1項」に改め、1の(1)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 学校法人に対する措置命令（法第133条第1項）

告 示

◎ 告示（地方自治法第180条の2の規定
に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正
（行政管理課）

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋） 1 委任する事務 （1） 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下この号において「法」という。）の私立幼稚園に関する次に掲げる事務 ア 学校法人の寄附行為の認可 <u>（法第24条第1項）</u> イ 学校法人の解散の認可 <u>（法第109条第3項）</u> ウ 学校法人の合併の認可 <u>（法第126条第3項）</u> エ 学校法人に対する措置命令 <u>（法第133条第1項）</u> オ 学校法人の収益事業の停止命令 <u>（法第134条第1項）</u> カ 学校法人の解散命令 <u>（法第135条第1項）</u> （2）～（11） 略 2・3 略	○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋） 1 委任する事務 （1） 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下この号において「法」という。）の私立幼稚園に関する次に掲げる事務 ア 学校法人の寄附行為の認可 <u>（法第31条第1項）</u> イ 学校法人の解散の認可<u>及び認定</u> <u>（法第50条第2項）</u> ウ 学校法人の合併の認可 <u>（法第52条第2項）</u> エ 学校法人の収益事業の停止命令 <u>（法第61条第1項）</u> オ 学校法人の解散命令 <u>（法第62条第1項）</u> （2）～（11） 略 2・3 略

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改革を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第150条関係）

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける） 4